

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン修正箇所

場所	現行	修正	事由
第I部 7. 用語の定義 (3) 「案件形成調査」 とは	具体的には、「 <u>地球環境・プラント 活性化事業等調査</u> 」「 <u>開発途上国民 活事業環境整備支援事業実現可能 性調査</u> 」、 <u>石油資源開発等支援調 査</u> 」の3事業で実施される案件形 成調査を指す。	具体的には、「 <u>地球環境適応型・本 邦技術活用型産業物流インフラ整 備事業(円借款案件形成等調査及び 民活インフラ案件形成等調査)</u> 」、 <u>石 油資源開発等支援調査</u> 」の2事業で 実施される案件形成調査を指す。	委託元である経済産業省による2 事業統合及び事業名変更のため
第III部 1. 基本的な考え方 (1) 前提 1行目～3行目	「 <u>地球環境・プラント活性化事業 等調査</u> 」「 <u>開発途上国民活事業環境 整備支援事業実現可能性調査</u> 」	「 <u>地球環境適応型・本邦技術活用型 産業物流インフラ整備事業(円借款 案件形成等調査及び民活インフラ 案件形成等調査)</u> 」	同上
欄外注釈4	これら3事業の名称は平成19年 度のもの。	これら2事業の名称は平成20年度 のもの。	事業統合による事業数及び実施年 度の変更。
(別紙2) I.	<u>地球環境・プラント活性化事業等 調査</u> 」「 <u>開発途上国民活事業環境整 備支援事業実現可能性調査</u>	<u>地球環境適応型・本邦技術活用型産 業物流インフラ整備事業(円借款案 件形成等調査及び民活インフラ案 件形成等調査)</u>	委託先である経済産業省による2 事業統合及び事業名変更のため
(別紙3) I.	<u>地球環境・プラント活性化事業等 調査</u> 」「 <u>開発途上国民活事業環境整 備支援事業実現可能性調査</u>	<u>地球環境適応型・本邦技術活用型産 業物流インフラ整備事業(円借款案 件形成等調査及び民活インフラ案 件形成等調査)</u>	同上